は、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から〇・九四二を控除した数に〇・〇六三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇四七を控除した数に〇・五五三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇九六を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇四五を控除した数、当該測定単位に係る算式カ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇四二を控除した数、算式カ(2)に係る密度補正の密度から〇・一八三を控除した数、算式カ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇三〇を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一五を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・三九五を控除した数に〇・〇一一を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四六を控除した数に算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一六九を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三五を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇〇五三を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三一一を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇四九を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇一を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六四を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九四を控除した数及び当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八七〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五三を控除した率に一を加えた率とする。

は、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イ(2)に係る密度補正の密度から〇・九三七を控除した数に〇・〇六二を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数に〇・五四三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・一〇一を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正の密度から市（福祉事務所設置町村を含む。）にあつては〇・〇五〇を控除した数、当該測定単位に係る算式カ(1)に係る密度補正の密度から〇・〇三九を控除した数、算式カ(2)に係る密度補正の密度から〇・一七九を控除した数、算式カ(3)に係る密度補正の密度から〇・〇二八を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・四五一を控除した数に〇・〇一三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四五を控除した数に算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七四控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三四を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四九を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三二七を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇五二を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇四を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六一を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九三を控除した数及び当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八六五を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五三を控除した率に一を加えた率とする。